

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領

令和5年3月30日付け4林政経第899号
林野庁長官通知
最終改正：令和6年3月28日付5林政経第270号

林業・木材産業循環成長対策交付金（以下「交付金」という。）の実施については、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

第1 事業の内容等

本対策は、1に掲げる事業により構成されるものとし、事業の内容については要綱の別表1のIの1及び2のとおりとする。

また、別表2に定める目標に掲げた事業と一体となって当該目標の達成に真に必要な事業（以下「地域提案事業」という。）及び自然災害等により緊急に対応するための事業を実施することができるものとする。

1 事業名等

（1）林業・木材産業生産基盤強化対策

間伐材生産、路網整備・機能強化、高性能林業機械、木材加工流通施設、木質バイオマス利用促進施設等の整備への支援等

（2）再造林低コスト化促進対策

低コスト再造林対策、コンテナ苗生産基盤施設等の整備への支援

2 交付対象経費

交付金の交付対象経費については、別紙1のとおりとする。

3 地域提案事業

（1）地域提案事業の事業実施主体、交付率及び交付対象経費は、一体となって実施しようとする事業に係る事業実施主体、交付率及び交付対象経費に準ずるものとする。

（2）都道府県知事は、要綱の別表2のIの1及びIIの1に掲げる森林整備・林業等振興整備交付金（以下「施設費」という。）、要綱の別表2のIの2に掲げる森林整備・林業等振興推進交付金（以下「推進費」という。）のそれについて、国から交付を受けた金額の20%の範囲内で、地域提案事業を実施することができるものとする。

4 事業種目別基準等

（1）要綱の別表2に定めるメニューの内容ごとの基準等については、別表2のとおりとする。

（2）別表2に定めるメニュー（都道府県又は市町村が事業実施主体であるもの、木質バイオマス利用促進施設の整備（木質バイオマスエネルギー利用施設整備に限る。）及び木造公共建築物等の整備を除く。）については、「農

林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）」又は「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）（令和3年2月26日付け2林政経第168号林野庁長官通知）」を踏まえて作業安全に関する取組を行うものとし、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：【林業】又は【木材産業】）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）チェックシート」を記入の上、交付金の申請に当たり、都道府県等へ提出するものとする。ただし、過去1年以内に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。

- (3) 事業実施主体は、別記様式第1号-1の「環境負荷低減チェックシート（林業事業者等向け）」又は別記様式第1号-2の「環境負荷低減チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）」を記入の上、交付金の申請に当たり、都道府県等へ提出するものとする。

第2 事業構想及び事業計画の作成等

1 事業構想及び事業計画の作成

都道府県知事は、第1の1の事業の達成状況を明らかにするため、目標を定量化する指標（以下「指標」という。）を定めた上で、5及び6に定めるところにより、林業・木材産業循環成長対策事業構想（以下「事業構想」という。）及び事業計画を作成し、林野庁長官（沖縄県知事にあっては、内閣府沖縄総合事務局長。以下「林野庁長官等」という。）に、その承認を申請するものとする。

また、都道府県知事は、事業構想及び事業計画の作成に当たっては、関係する市町村長の意見を聴くこととし、森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）等の森林・林業に関する基本的な計画との調和を図るとともに、関係行政機関、林業関係団体、民間非営利団体、地域住民等との必要な調整を図るものとする。

2 事業構想及び事業計画の承認

林野庁長官等は、1により申請された事業構想及び事業計画（以下「事業構想等」という。）について、指標が適切に設定されているか、指標の達成に資する事業内容となっているか等を審査し、適切であると認める場合には、これを承認するものとする。

3 事業構想等の承認の通知

林野庁長官等は、事業構想等を承認したときは、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

また、内閣府沖縄総合事務局長は、承認した事業構想等の写しを速やかに林野庁長官に送付するものとする。

4 事業構想等の変更

- (1) 都道府県知事は、必要に応じて事業構想等の変更を行うことができるもの

- とし、変更後の事業構想等を林野庁長官等に報告するものとする。ただし、5（3）及び6（5）に定める重要な変更については、1から3までの規定を準用するものとする。
- （2）地域提案事業に関する変更については、林野庁長官等に対し事前に報告をするものとする。
- （3）林野庁長官等は、（1）及び（2）の報告等を受けた場合には、必要に応じ都道府県知事等に対し意見を述べることができるものとする。

5 事業構想

- （1）都道府県知事は、第1の1に掲げる事業を実施しようとするときは、1の規定に基づき、様式2により事業構想を作成し、様式1により林野庁長官等に申請し、その承認を受けるものとする。
- （2）事業構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- ① 地域の概要
 - ② 森林資源の循環利用確立に向けた現状、課題及び取組方針
 - ③ 森林資源の循環利用により目指す地域の林業・木材産業の将来像
 - ④ 再造林の省力化と低コスト化に関する現状、課題及び取組方針
 - ⑤ 林業経営体の現状、課題及び育成方針
 - ⑥ 森林の経営管理の集積・集約化の現状、課題及び取組方針
 - ⑦ 間伐の現状、課題及び取組方針
 - ⑧ 路網整備の現状、課題及び取組方針
 - ⑨ 山村地域の防災・減災や森林資源の保全に関する現状、課題及び取組方針
 - ⑩ 木材加工・流通の合理化等に関する現状、課題及び取組方針
 - ⑪ 木材需要の創出等に関する現状、課題及び取組方針
 - ⑫ 特用林産物の生産に関する現状、課題及び取組方針
 - ⑬ 林業と木材産業の連携に関する現状、課題及び取組方針
 - ⑭ 事業実施期間
 - ⑮ 目標を定量化する指標
- なお、1に定める指標は、別表3のガイドラインに基づき、目指すべき将来像を明らかにし、その達成状況を踏まえた改善措置を適切に反映できるものとなるよう設定するものとする。
- （3）事業構想の重要な変更は、（2）の②から⑮までの事項を変更する場合とし、様式1の事業構想変更承認申請書により行うものとする。

6 事業計画

- （1）都道府県知事は1の規定に基づき、毎年度、事業の開始前に当該年度の事業計画を様式4により作成し、様式3により林野庁長官等に申請し、その承認を受けるものとする。また、当該申請に当たっては、様式5の事前点検シート、様式6の交付金チェックリスト、様式7の3及び様式7の4の達成状況評価シートを添付するものとする。
- （2）該当する目標に関する計画主体ごとに設定する指標（以下「全体指標」という。）及び事業実施主体ごとに設定する指標（以下「個別指標」という。）は、別表4のガイドラインに基づき記載するものとする。
- （3）施設費に関する事業計画の作成に当たっての留意事項については、別紙2

のとおりとする。

- (4) 個別指標については、事業内容等を踏まえ、全体指標の達成に資するものを適切に設定するものとする。
- (5) 事業計画の重要な変更は、次のいずれかに該当する場合とし、様式3により林野庁長官等に申請し、その承認を受けるものとする。ただし、施設費に係る附帯事業費は除く。
 - ① 目標単位での指標（指標の種類及び数値）の変更、追加又は廃止
 - ② 目標単位での事業実施主体の新設
 - ③ 間伐材生産、路網整備・機能強化については、これらの事業費のうち国費の総額の30%を超える増減

第3 他の施策・事業等との調整

都道府県知事は、交付金の事業の実施に当たって、国及び都道府県等（都道府県及び市町村をいう。以下に同じ。）の森林・林業に関する諸施策や補助事業等と十分に調整、連絡を図るものとする。

第4 国の助成措置等

- 1 国は、毎年度、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費の一部について、都道府県知事に対して交付金を交付する。
都道府県知事は、交付された交付金を、林野庁長官等から承認を受けた事業計画に計上されている範囲内において、自らの裁量により配分することができる。
なお、交付金により助成する個々の事業は、単年度に完了することを原則とする。
- 2 国は、1に定める事業の実施に必要な経費の交付に当たっては、都道府県ごとに算定する。
- 3 自然災害等により被災した地域における被災施設等の補修、修理、整備等（以下「被災施設等の再整備」という。）を実施する場合、国は、被災施設等の再整備の実施に必要な経費の交付に当たっては、2の規定にかかわらず、第2の6の（1）の事業計画に定めた指標の目標値を踏まえ、都道府県ごとに当該経費を算定する。

第5 事業の実施

- 1 本事業に係る交付金の交付申請及び受領に係る事務、事業実施主体への交付及び事業実施の指導監督に係る事務は、都道府県知事が行うものとする。
- 2 都道府県知事及び事業実施主体は、地域の実情に鑑み、過剰とみられるような施設等の整備を排除する等、徹底した事業費の低減に努めるものとする。
- 3 事業実施主体は、要綱の別表2に掲げる者とするが、いずれも、相当期間にわたって事業活動を継続すること、かつ、規約等により適正な運営が行われることが確実であると認められるものに限るものとする。

4 施設費に関する事業の実施に当たっての留意事項については、別紙3のとおりとする。

第6 達成状況報告

都道府県知事は、様式7の1により、目標の達成状況について、次のとおり林野庁長官等へ報告するものとし、市町村長及び事業実施主体は、都道府県知事が行う達成状況の報告に必要な調査その他必要と判断される事項（林業・木材産業循環成長対策交付金事業により整備した木材加工流通施設ごとの事業構想を踏まえて締結した木材安定取引協定等に基づく原木の取引総量及び総額、本事業により実施した「出荷ロットの大規模化等の推進」に取り組む事業者の当該取組による取引総量及び総額）の調査等に協力しなければならない。

なお、都道府県知事は、調査の結果を踏まえ、市町村長及び事業実施主体に対して、山元への利益還元状況を含めた山元との連携状況について聴取することができるものとする。

1 事業構想

- (1) 目標年度は、事業構想における事業実施期間の終了年度とする。
- (2) 調査は、別表3に基づき、事業構想で定めた指標について、当該指標に係る各メニューの事業を初めて実施した年度（以下「開始年度」という。）から目標年度までのすべての年度について、その翌年度において行うものとし、各調査年度の翌年度の10月末日までに林野庁長官等に報告する。

2 事業計画

- (1) 全体指標
 - ① 施設費
 - ア 目標年度は、事業完了の翌年度（以下「調査初年度」という。）から起算して5年目とする。
 - イ 調査年度は、目標年度とし、調査年度の翌年度の10月末日までに林野庁長官等に報告する。
 - ② 推進費
 - ア 目標年度は、調査初年度とする。
 - イ 調査年度は、目標年度とし、調査年度の翌年度の10月末日までに林野庁長官等に報告する。
- (2) 個別指標
 - ① 目標年度は、調査初年度から起算して5年目とする。
 - ② 調査年度及び報告年度
 - 調査は、調査初年度から目標年度までのすべての年度において行うものとし、各調査年度の翌年度の10月末日までに林野庁長官等に報告する。
 - また、施設を運営することにより得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設（以下「収支を伴う施設」という。）、林業機械作業システム整備により導入した林業機械による素材生産事業等に係る収支実績についても、調査初年度（事業完了年度に営業実績がある場合は、その年度分も含める。）から目標年度までのすべての年度で調査を行い、各調査年度の翌年度の10月末日までに林野庁長官等に報告する。

ただし、上記による報告のうち、様式7の1の3の（1）及び（2）については、各調査年度の翌年度の8月末日までに林野庁長官等に報告する。

③ 低調な施設等についての報告

②の報告で、事業計画に対し達成率が80%未満となった年度においては、施設ごとにその要因及び目標の達成に向けた取組を別様に記載し、達成状況報告に添付するものとする。

なお、改善措置等を第8により実施する場合は、改善計画の作成をもってこれに代えることができる。

3 達成状況評価結果の配分額への反映

林野庁長官等は、1の事業構想及び2の事業計画の達成状況報告により、目標数値に対する実績が低い都道府県については、報告の翌年度の交付金の配分に反映するものとする。

第7 事業評価

1 事業実施主体は、別表4の指標のガイドラインにより個別指標を設定する施設費について、林業・木材産業循環成長対策交付金の事業評価実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第900号林野庁長官通知）に基づいて、下記のとおり事前評価及び事後評価を実施するものとする。

ただし、被災施設等の再整備を実施する場合は対象外とする。

2 事前評価

事業実施主体は、事業計画の作成段階において、費用対効果分析による事業効果の測定を行い、都道府県知事に報告するものとする。

3 事後評価

事業実施主体は、目標年度において、事前評価を行った施設ごとに費用対効果分析による事業効果の測定を行い、都道府県知事に報告するものとする。また、収支を伴う施設については、調査初年度から起算して3年目についても費用対効果分析を行うこととし、都道府県知事に報告するものとする。

なお、上記による報告を受けた都道府県知事は、様式7の2により各評価年度の翌年度の10月末日までに第6の達成状況報告と併せて林野庁長官等に報告するものとする。

4 その他

上記のほか、都道府県知事は、第6の達成状況報告の際に、当初想定された事業効果が発現されているか否かといった観点から総合的評価を行うものとする。

第8 改善措置等

都道府県知事は、事業構想等における森林整備・林業等振興整備交付金の個々に設定した指標の達成状況が低調である場合は、次のとおりその原因を調査・分析するとともに必要な措置を講じ、その結果を林野庁長官等に報告するものとし、林野庁長官等は、当該報告に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

- 1 低調である場合とは、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 事業計画に定める指標の目標年度までの期間において、個別指標の目標値の達成率が3年間連続して70%未満となった場合又は単年度で50%未満となつた場合。
 - (2) 事業計画に定める指標が目標年度において、個別指標の目標値の達成率が70%未満となつた場合。
- 2 都道府県知事は、1の（1）又は（2）の場合には、中小企業診断士（中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第11条に定める中小企業の経営診断の業務に従事する者）等による経営指導並びに事業実施主体によるその要因及び推進体制、施設の利用計画等の見直し等目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画の作成を含む目標達成に向けた措置（以下「改善措置」という。）を実施し、その結果について様式8により林野庁長官等に報告するものとする。ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等、事業実施主体の責に帰すことのできない予測不能な事態によるものを除く。
- 3 都道府県知事は、改善措置を実施した場合は、改善措置を実施した年度の翌年度から起算して5年間、改善措置に対する達成状況を様式7の1に準じて林野庁長官等へ報告するものとする。
- 4 都道府県知事は、改善措置を実施してもなお、目標の達成率が50%未満となつた場合には、事業の中止又は条件を付した事業の継続等の検討を行うものとし、その結果を林野庁長官等へ報告するものとする。
- 5 林野庁長官等は、都道府県知事から4による検討の結果、事業を継続する旨の報告を受けた場合には、必要に応じて、事業の継続についての合理的な理由の有無につき審査し、理由がないと認められるときは、都道府県知事に対し、交付した交付金の全部又は一部の返還を求めるものとする。この場合、学識経験者等第三者の意見を聴取することができるものとする。

第9 事業の透明性・客観性の確保

都道府県知事は、交付金による事業に係る事業構想等（変更されたものを含む。）、達成状況報告、事業評価結果、改善措置の内容及びその進捗状況について、インターネットのウェブサイト等効果的な手法により広く公表するものとする。

第10 施設の管理

事業実施主体は、事業について厳正的確な実施を期するとともに、事業の目的が十分達成されるよう事業完了後における運営管理に必要な措置を講ずるものとする。

- 1 管理主体（原則として事業実施主体とする。以下同じ。）は、交付金により取得し、又は効用の増加した財産等については、交付金の趣旨に即して適正に管理運営するものとする。

- 2 管理主体は、施設の管理運営状況を明確にするため、その種類、所在、構造規模、価格、得喪変更の年月日等を記載した台帳を備えるものとする。
- 3 管理主体は、施設ごとに管理規程を定めて適正な管理運営を行うとともに、その更新等に必要な資金（償却引当金等）の積立てに努めるものとする。
- 4 事業実施主体が、普通地方公共団体である場合は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に定める指定管理者に管理を行わせることができる。
- 5 施設の処分等の取扱いについては、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号 大臣官房経理課長通知）を適用するものとする。

第 11 交付金交付決定前の着手

交付対象事業の着手（装置等の発注を含む。）は、原則として国からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合は、都道府県知事は、必要性を十分検討した上で、その理由を具体的に付して、様式 9 により林野庁長官等に提出することとする。

第 12 その他

内閣府沖縄総合事務局長は、第 2 の 5 の（1）及び（3）、第 2 の 6 の（1）及び（5）、第 6 の 1 及び 2、第 7 の 3、第 8 の 2、3 及び 4 並びに第 11 に基づく報告等を受けた場合は、その写しを速やかに林野庁長官に送付するものとする。

第 13 交付金の適正な執行の確保等

- 1 都道府県知事は、事業の円滑な実施及び交付金の適正な執行を図るため、事業実施主体に対して総括的な指導監督を行うとともに、関係行政機関及び関係団体等との密接な連携の下、必要な指導を行うものとする。
- 2 国は、都道府県知事に対し、事業の実施及び交付金の執行に関する資料の提出を求めることができるものとし、必要に応じて、助言及び指導、調査等を行うものとする。

第 14 経過措置

林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 林整経第 349 号林野庁長官通知。以下「促進対策交付金実施要領」という。）及び先進的造林技術推進事業実施要領（令和 2 年 3 月 27 日付け元林整整第 1117 号林野庁長官通知）は廃止する。ただし、これらの通知に基づいて令和 4 年度までに実施された事業に係る報告並びに令和 4 年度から繰り越された事業で令和 5 年度以降に実施されるものに係る執行、報告及び改善措置等に関する規定は、本要領によるものとする。

る規定の適用については、この要領に特段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。また、第2の6の（1）により申請する事業計画に添付する様式7の3については、令和7年度申請分まではこの通知による廃止前の促進対策交付金実施要領の様式7の3によるものとする。

附則

この通知は、令和5年4月1日から施行する。

附則

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づいて実施された事業に係る執行等に関する規定の適用については、第6の2の（2）の②を除き、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際、現にあるこの通知による改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。